

土木工事特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

- 第1条** 市道嵐谷線道路舗装工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

- 第2条** 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第3条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する補足事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第4条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は阿南市内の気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上 対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

阿南市 HP <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2026022400039/>

（工事検査及び技術検査）

第5条 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員等が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3 千万未満	－	1 回
3 千万以上 5 千万円未満	－	2 回
5 千万円以上 1 億円未満	1 回	2 回
1 億円以上	2 回	3 回

低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事を言う。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事を言う。

- 2 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
- 3 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- 4 基礎杭工事を含める工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
- 5 建設工事等において、足場が撤去され、しゅん工検査時に工事検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当該請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。

（本工事の特記仕様事項）

第6条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者で行うものとする。

2. 工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月 10 日までに監督員に報告するものとする。

3. 交通誘導警備員

本工事においては交通誘導警備員を 6 人計上しているが、施工前に安全対策の協議を監督員と行い、必要に応じて変更するものとする。

4. 通行規制等

本工事の通行規制に関しては、工事施工前に監督員と受注者において協議を行い、規制形態の最終判断については原則所轄警察署の「道路使用許可」によるものとする。

工事施工については通行規制の手続き完了後から施工を行うものとする。

現場の通行規制形態が全面通行止又は車両通行止として道路使用許可を得た場合、規制開始の 1 週間以上前より、通行者及び通行車両に対する事前周知として、施工箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行うこと。また、規制開始時及び規制解除時には関係機関に連絡すること。

現場の規制形態が全面通行止又は車両通行止の場合、施工に伴う間接工事費の負担増となる事項が想定されないため、地域補正（一般交通影響有①及び②）は適用しないも

のとする。

ただし、地元調整等により、監督員・受注者双方で協議した規制内容の変更が生じた場合は、地域補正（一般交通影響）の適用について協議すること。

5. 建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処理を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

6. 再生利用のための建設副産物の搬出

本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

(1) アスファルト塊

受入場所：阿南市桑野町尾花 117 (有)青藍

搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

7. 安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、足場工等の安全対策を実施するものとする。

8. 支障構造物

本工事の施工に際して、近接する構造物や埋設物（横断水路等）に影響しないよう慎重に行うこと。

また、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合には、速やかに監督員へ連絡すること。

9. 耕作地等の復旧

工事用地等で使用した耕作地等の使用後の埋め戻しは特に丁寧に施工するものとし、転石の除去、不陸の整正等を行い、後日地権者との問題が起きないように復旧するものとする。また、復旧後は地権者の了承を得てから引き上げること。

10. 斜面掘削

掘削土が家屋等に飛散しないよう細心の注意を払って施工すること。また、掘削期間中に大雨が予想される場合は、斜面崩壊が発生しないよう対策を講じること。

11. 天災対策

地震発生等の天災に備えて、特に人命の安全確保を最優先したうえで、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

12. その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。